

現場代理人及び技術者の兼務条件

技術者非専任工事のみ

技術者専任工事を含む

技 術 者 条 件	主任技術者		主任技術者		監理技術者
	綾部市内 (※1)	左記以外	近接関連工事 (※2)	左記以外	全て
技 術 者 の 兼 務	可	可	可	不可	不可
現場代理人の兼務	可	不可	可	不可	不可

(※1) 兼務する工事の当初請負金額の合計が4,000万円（建築一式工事は8,000万円）未満の工事

(※2) 近接関連工事：工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する工事

現場代理人が兼務する場合の共通条件

件 数	2件まで（ただし、災害復旧工事を含む場合は、既発注分も含め3件までとする。）
発 注 者	綾部市又は国、地方公共団体等の発注工事に限る。 （ただし、綾部市と異なる発注機関の工事が含まれる場合は、他の発注機関が現場代理人の兼務を了承していること。）
連 絡 員	兼務する綾部市の工事現場に現場代理人又は連絡員が駐在すること。 （連絡員は、元請業者の社員の他に一次下請負業者の社員でも可能としますが、ガードマン、一次以外の下請負業者の社員等は連絡員にはなれません。）
所 在	兼務するいずれかの現場に現場代理人が駐在すること。